

令和5年2月15日（水）
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、全3社 に対して、指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社電通	東京都港区東新橋1丁目8番1号
株式会社フジクリエイティブコーポレーション	東京都江東区青海1丁目1番20号
株式会社セレスポ	東京都豊島区北大塚1丁目21番5号

2. 指名停止措置期間

令和5年2月15日から令和5年11月14日まで（9ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者らの代表役員らは、平成31年2月～令和元年7月頃、令和3年東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した、テスト大会の計画立案業務や本大会の運営業務など400億円規模の事業について、業者と受注調整をした疑いがあるとして、令和5年2月8日、独占禁止法違反容疑で東京地方検察庁特別捜査部に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者らの代表役員らが独占禁止法違反容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第5号（独占禁止法違反行為）及び別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第5号及び別表第2第15号>

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内